

四日市市訓令第 2 号

庁 中 一 般
各 公 所

四日市市農業センター処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 3 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市農業センター処務規程の一部を改正する規程

四日市市農業センター処務規程（平成 1 5 年四日市市訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(所管)</p> <p>第 2 条 センターは、商工農水部<u>農水振興課</u>の所管とする。</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第 5 条 センターの分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p>	<p>(所管)</p> <p>第 2 条 センターは、商工農水部<u>農水事業課</u>の所管とする。</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第 5 条 センターの分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p><u>(3) 農業経営改善のための種子及び種苗の普及並びにあっせんに関すること。</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p>

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(商工農水部農水振興課)